

生涯学習分科会の審議の状況について

1. 第 7 期における審議事項

(1) 文部科学省認定社会通信教育

文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、社会教育法等に基づき認定を行っている。第 7 期生涯学習分科会においては、14 課程の認定、13 課程の廃止、14 課程の条件の変更を行った（参考 1）。

(2) 社会教育推進体制の在り方

（社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループ）

生涯学習分科会の下に、社会教育推進体制の在り方に関する検討事項（社会教育行政の推進体制、社会教育主事の在り方など）について専門的な調査を行うため、「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループ」を設置し、計 6 回の審議を経て、平成 25 年 9 月、「審議の整理」をとりまとめた（参考 2）。

これを踏まえ、文部科学省と国立教育政策研究所社会教育実践研究センターにおいて、社会教育主事の養成の在り方について検討を行い、見直しを図ることとなっている。

(3) 今後の放課後等の教育支援の在り方

（今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ）

すべての学校区での学校と地域が組織的に連携・協働する体制づくりを進めていくに当たり、今後の土曜日の教育支援体制等の構築や、学校支援地域本部・放課後子供教室の取組内容の充実などについて検討を行うため、生涯学習分科会の下に「今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ」を設置し、計 9 回の審議を経て、平成 26 年 6 月、「子供たちの豊かな学びのための放課後・土曜日の教育環境づくり～“あったらいいな”を実現する夢の教育～」をとりまとめた（参考 3）。

これを踏まえ、土曜学習応援団の推進や放課後子供教室の充実等が行われている。

2. 第8期生涯学習分科会に向けて

第7期生涯学習分科会においては、第8期生涯学習分科会において取り上げるべき生涯学習に関する課題について意見交換を行ってきた。その結果、今後検討すべきものとして、次のような事項があげられた。なお、事項は、便宜上（1）及び（2）に分けているが、この二つは相互に関連していることに留意が必要である。

（1）生涯学習政策における社会人の学び直し、多様な学習成果の評価・活用の在り方

- （生涯学習政策における社会人の学び直し）
- （多様な学習成果の評価・活用の在り方）
- （高等教育機関における生涯学習機能のさらなる活用）
- （高齢者、女性等の活躍支援）
- （教育行政と労働、福祉行政の連携強化）

（2）人口減少社会における地域づくりのための生涯学習・社会教育の在り方

- （学校と地域の連携・協働体制の仕組みづくり）
- （地域課題解決につながる活動の推進、社会教育主事の養成）
- （市民社会を担う社会教育の在り方）
- （地域の知の循環、学び合う環境の構築の在り方）
- （地域創生・地域経済の活性化、産業界・大学との連携）
- （家庭教育支援の在り方、体験活動の推進）

これらの事項に関連した委員の主な意見は次のとおり。

(1) 生涯学習政策における社会人の学び直し、多様な学習成果の評価・活用の在り方

我が国が、急速な少子・高齢化や経済活動のグローバル化の進展等といった社会の変化に適切に対応し、成長し続けるためには、個々人の能力を最大限伸張し、それぞれが社会に貢献することが重要である。このためには、誰もが学び続けることができ、その成果を社会で生かし、生涯を通じて挑戦できる社会（生涯学習社会）、全員参加型の社会を実現する方策の検討が必要である。

(生涯学習政策における社会人の学び直し)

- ・社会教育と大学との連携は、必要性は理解されているが、現実にはなかなか進んでいない。
- ・雇用の流動性が高まり、社会人の学び直しの場合としての社会教育の重要性が浮き彫りにされる。
- ・高等学校卒業程度認定試験は、受験資格対象として、高等学校の中途退学者や不登校の生徒など幅広い方々に開かれており、学び直しの1つの手段として考えられる。
- ・学習支援は、計画だけではなく学習成果を出すところまでの出口の支援が大事だが、日本はその部分がとても弱い。
- ・大人にも知の蓄積や新たな知の獲得が必要であり、学び直しの観点から大学の役割が大きくなっている。

(多様な学習成果の評価・活用の在り方)

- ・ICT、MOOCなどの普及により、学ぶ機会は多くなっているが、必ずしも皆が参加しているわけではない。それは、学んでも企業が評価しないから、自分が勉強する動機付けが足りないなどの理由が考えられる。
- ・学習成果の評価・活用、キャリア形成のための新しい学習・評価システムは、民間主体を当然考えていくべき。
- ・社会教育関係のプログラムがたくさんあるが、その認証や評価の手法は確立されておらず、我が国の実情にあった認証・評価システム作りが必要。
- ・学習者の学習成果の評価・活用のための仕組みを考えるためには、現在、日本での程度の生涯学習が実施されており、どのような成果を上げているかを把握しなければいけない。
- ・せっかく学ぼうとしても、企業や社会がその成果を考慮するという保証をなかなか

しないことが問題。

- ・個人の学習継続のためには、学習履歴を高等学校段階から蓄積していき、「勉強しないといけない」という雰囲気を作り出すことが大切。

(高等教育機関における生涯学習機能のさらなる活用)

- ・公開講座を行う私立大学の数は結構多いが、収入には余り寄与しておらず、どちらかという、学生募集のための宣伝としている。地域貢献ということも考えてはいるが、必ずしも、地域貢献だけが主な目標とはなっていない。
- ・現在においても、必ずしも大学への進学率が高くない地域もある。地方大学は、単純に4年間の教育を経て就職させるだけではなく、社会的な目的を持った教育を行うことで、地方における大学の存在感を増していくことが重要。
- ・小学校からの延長として行政がメインでやると、多様な社会との連携が行いにくくなるという問題もある。例えば大学なども、いろいろな形でコミットしてもよく、どのように巻き込んでいくのかも考えなければいけない。

(高齢者、女性等の活躍支援)

- ・高齢社会の中で、生涯学習という観点から、健康寿命を高齢者が維持していくことは、これからの日本を左右する大きな課題である。
- ・子供だけでなく、高齢者も含めた大人もどのように自分の能力を維持、向上させていくかは、公的な課題である。社会教育を、単に趣味的学習への支援の充実というレベルではなく、今後の高齢社会の生き残りを懸けたものとして、その体制を再構築していかないといけない。
- ・高齢者が大学に来ていろいろな教育を受けることは、考えるほど簡単には実行できない。
- ・高齢者の能力開発の結果は未知数であるが、要は人生100年をどう生きていくかということになるのではないか。

- ・女性が活躍しにくいという問題の根底には、女性の役割等への非常に固定的なイメージがあり、女性の活躍のバリアとなっている。生涯学習を通じて、固定的な男女の役割分担意識を見直す等の様々なアプローチができるのではないか。
- ・地域で女性が暮らし、働き、結婚することが難しくなっている。それらを可能にすることが、地域の生涯学習の在り方として重要ではないか。

(教育行政と労働、福祉行政の連携強化)

- ・例えば労働政策において学校を活用するなど、社会人の学び直し等にも有効であり、文部科学省と厚生労働省の労働部門との連携は必要。
- ・児童館、放課後児童クラブ、放課後子供教室、自治体の独自授業などのこれまでの取組には、重複感と地域のニーズに見合っていない部分もあったため、自治体によっては補助金をどんどん削っているところもある。文部科学省と厚生労働省も放課後子どもプランの形で連携を強めてきたが、そういった問題は解消されてこなかった。放課後子ども総合プランや土曜日の教育支援などの新しい取組がどのようなところで引き受けられるかということが大事。
- ・社会保障費が増えており、健康でいるために生涯学習に食育を取り入れてほしい。

(2) 人口減少社会における地域づくりのための生涯学習・社会教育の在り方

平成26年12月に、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が取りまとめられ、政府全体として、人口減少という課題を直視しこれにどう対応していくのかについて取り組んでいることを踏まえ、この課題を解決する生涯学習・社会教育を通じた地域作り、人材育成、課題解決の在り方についての検討が必要である。

(学校と地域の連携・協働体制の仕組みづくり)

- ・学校と地域がそれぞれ持っている教育力を組み合わせるには、学校教育、社会教育を含めたコーディネーターの役割が大きくなる。教員がそれを行うのはかなり無理があり、むしろ社会教育や生涯学習の担当者がネットワークを生かして、それを支えることも必要。
- ・放課後や土曜日について多岐にわたる事柄をコーディネーターに依存するのであれば、一定のプラットフォームという仕組みを作り、複数のコーディネーターを置きながら協力体制を作っていないといけない。
- ・実際に地域差があるので、コーディネーターをどうやって育てるのか、明示してはどうか。
- ・コーディネーターを単なるボランティアではない位置付けにしないと、持続できないのではないか。
- ・ボランティアのコーディネーターの発掘と、応募した人のうちどの人を採用するか否かという判断の仕組みを考えてはどうか。
- ・コーディネーターのモチベーションをいかに維持し続けるかが重要。

- ・学校側にはどのようなニーズがあるのか、企業側はどのようなプログラムが提供できるのかについて、地域ごとに両側のポータルサイトがないといけない。ただ、それだけでは、それぞれの学校側、企業側の窓口は分かるが、マッチングまではまだいえないのではないかと。
 - ・「子供の集中力がもつのは15分程度」といったノウハウを教えるような、企業と学校が打合せをする仕組みがあった方が良い。
 - ・企業は経営環境も厳しい場面もあるが、CSRの一環として、いろんな学校のキャリア教育のカリキュラムに出ている会社もある。
-
- ・放課後子供教室は実行段階であり、定点観測をすべき。
 - ・地域と学校、職場と学校の有機的なつながりが必要。
 - ・子供たちの教育上、生活上の場所として、保護者が面倒を見られない時間にどう社会で面倒を見ていくのか、ということの位置付けをしっかりとしないといけない。
 - ・「土曜日に授業を行う」と捉えている保護者がまだ多いと思われるため、学びの場で子供たちが生きていく上でのいろいろなものを身に付けさせていこうという意図を伝えることが大事。
 - ・「ないこと」の持つ教育力はとても重要で、ないからこそ創り出したり、工夫したりする。ないからできない、遊べないではなくて、ないからこそ面白い状況を作り出そうとする精神を育まなければならない。そのような環境を作るには、目的に向かって真っすぐ進む学習的な活動よりは、もう少し緩やかな、一見無目的のようで、しかし結果的に学びにつながるものにする必要がある。
 - ・学習意欲が旺盛で、お稽古事など既にいろいろな機会に学んでいる子供たちは、土曜学習にも参加したいと考えるだろう。肝腎の、参加を期待している子供たちがそっぽを向かないようにしないといけない。子供たちが放課後や土曜日の過ごし方の格差を助長してしまうということになりかねない。この土曜学習への参加が期待される子供たちの姿はどういうものかを、もう少し具体的に示してはどうか。
 - ・格差拡大の抑制には特に土曜日の過ごし方が鍵である、という認識も説得的であり、そこが最も重要な社会的投資になるだろう。その上で、できるだけ地域の多様な実情を踏まえて、実行しやすい形で仕上げていただきたい。

(地域課題解決につながる活動の推進、社会教育主事の養成)

- ・生涯学習、社会教育においては、絆(きずな)づくり、地域づくりが大きな課題である。
- ・社会教育の所管は、法令上の位置付けとは異なり、事実上既に教育委員会から移動

させている地方自治体もある。ただし、どこが所管しようが、社会教育の機能は大切で、実態を踏まえてその効果をフォローすべき。

- ・社会教育行政で求められる自助・互助・共助を担う人材を育成していくという観点では、社会教育行政がどこの所管になったとしても、社会教育行政が維持され、その機能が地域で見えることが大事。
- ・社会教育主事の養成は大きな課題であり、どのようにして増やしていくのか。
- ・社会教育主事については、養成や実習をトータルで考え直してはどうか。そして、学習成果を生かす仕組みの構築、行政とネットワークの連携の推進、行政での企画立案などができるようにし、首長から「是非社会教育主事が欲しい」と言われるような存在になってほしい。
- ・行政の幅広い施策を把握し、それをどうすれば改善できるかという企画立案能力を持ち、ニーズを把握しながらプロジェクトを提案していくようなことも必要だろう。それを、行政全体として、社会教育主事という資格をどう活用できるのかを考えることが必要。
- ・社会教育主事は職務内容が不明確な面があるが、その分汎用性があるといえる。そのような汎用性のある力量形成が、社会教育主事の講習内容でできるのか。それには、名前も変えるぐらいの抜本的なことも必要ではないか。
- ・首長も参加して教育を行う時代であり、民間や多様な学習主体など多くのステークホルダーが参加している中、社会教育主事がこれをどうマネジメントするのが大切。

(市民社会を担う社会教育の在り方)

- ・これからの社会教育を考える上で、パブリックだけではなく、プライベートセクターということも考えていかないといけない。
- ・市民性、市民協働型、ローカルガバナンスを考えたとき、それを担う人材をいかに活躍させるかが重要だが、そこで役立つのが社会教育である。

(地域の知の循環、学び合う環境の構築の在り方)

- ・異なる世代が地域の中で生き生きできるまちづくりには、キーパーソンである行政と民間のコーディネーターがうまくコラボレーションしていくことが大切。
- ・教育委員会とコーディネーターがきちんと一緒にやっていく姿勢を示すと、どういう人材が求められているのかというニーズが生まれてくるので、それに沿って出口がきちんと保証できる人材を育成できる。例えば、杉並区には、地域で活躍できる

人材を育成している地域大学がある。

- ・地域住民の学習支援、組織化について、教育関係者以外からの社会教育、生涯学習に対する期待が大きい。
- ・社会教育体制は手薄だが、それを補うシステムを組み立てても、他の社会的なコストが下がるため、大きな金額は掛からない。生涯学習、社会教育に関する費用は、学校教育と比べても、余りにも少な過ぎる。社会全体のバランスをよく考えて、適切な割合を考えてほしい。

(地域創生・地域経済の活性化、産業界・大学との連携)

- ・ネットワーク型行政において、企業や産業界をどのように巻き込んでいくのかが課題である。
- ・行政が指導するまちづくりは、例えば商店街活性化のために町会連合会に活動資金を出すような仕組みが多いが、なかなか予算に見合った活性化は図られていない。
- ・地域の産業等と連携して就職先を開発する大学は評価されている。また、学生のリクルートもうまくいっている例もかなり見られる。
- ・地域づくりということについては、まちづくりに対して真剣に取り組みたいと考えている生徒に対して、行政、NPOや大学が協力し、具体的なプログラムを作り上げ、教育を行う場を整備していくべき。
- ・地方の生産力を高めたり、地方の産業界に役立つような人材を提供したりできるかは、人間力の育成が大切であり、それを担うのが生涯学習である。
- ・社会教育により、雇用、男女共同参画、地域の活性化などに例えばどのようなポジティブな効果をもたらしているのか、また、社会教育が欠落した場合、貧困、排除など、地域にどのようなコストが掛かるのかをはっきりさせることが必要。
- ・地域創生は、地域を学ぶことである。自分の町の歴史、特に先人を知らないとは地元への愛着を持ってない。
- ・産業界では、10年くらい前までは、「素直で、実直で、まじめにサボらない人を送っていただければ良い」との声もあった。しかし、産業界の環境はそのような悠長なことを言われていられる状態ではなくなり、本当に出来上がった人材を求めている。産業界も新卒一括採用の在り方を変えないといけないと思っている。
- ・土曜日は会社の多くが休日のため、社員が参加することはボランティアとなるが、企業としてはボランティアの強制はできないので、紹介にとどまってしまう。逆に、土曜日ではなくウイークデーの方が、「誰か行ってください」と言いやすい。

(家庭教育支援の在り方、体験活動の推進)

- ・社会に出て働いておらず子育てを一生懸命頑張っている保護者も、とても重要である。子育てが素敵である、楽しいということを社会が意識することが重要。
- ・生涯学習では、特に保護者をどう巻き込むことができるのかが重要であり、保護者と子供の両方を教育の中に持ち込まないと、うまく効果が上がらないという部分も相当ある。
- ・家庭教育支援チームが行政のセクションを乗り越えて、民生委員、児童委員や学校教育をコーディネートしている市もある。これらをうまく活用していくことが今後の課題である。

- ・体験学習をしていなかったり、スマートフォンやゲームなど、家庭内だけで遊んだりして不登校となる子供が増えている。
- ・高校生やその保護者がいろいろなことを体験していかなければならない。その体験の場をきちんと地域の中で確保し、高校生が地域に根付いて活動していくことが必要。

第7期中央教育審議会(生涯学習分科会関係)の答申について

○認定を受けた通信教育の条件の変更について(答申)(平成25年7月16日中教審第164号)

区分	通信教育名	実施者	備考
条件の変更	乳業製造技術通信教育	一般社団法人全国農協乳業協会	(変更事項) 基本教材の内容
条件の変更	添削で上達川柳実作	学校法人日本放送協会学園	(変更事項) 通信教育の名称 基本教材の内容 修業期間

○通信教育の認定について(答申)(平成25年9月17日中教審第165号)

区分	通信教育名	実施者	備考
認定	生涯学習支援実践講座 生涯学習コーディネーター研修	一般財団法人社会通信教育協会	

○通信教育の認定及び廃止等について(答申)(平成25年12月20日中教審第167号)

区分	通信教育名	実施者	備考
認定	実践リーダーシップ講座	学校法人産業能率大学	
認定	幕末リーダーに学ぶリーダーシップ講座	学校法人産業能率大学	
認定	ザ・仕事エキスパート講座	学校法人産業能率大学	
認定	ザ・仕事プロ講座	学校法人産業能率大学	
認定	メンバーが活きる教え方・育て方講座	学校法人産業能率大学	
廃止	英語ルール60 英語講座	公益財団法人日本英語検定協会	
廃止	英検対策講座1級クラス	公益財団法人日本英語検定協会	
廃止	英検対策講座準1級クラス	公益財団法人日本英語検定協会	
廃止	英検対策講座2級クラス	公益財団法人日本英語検定協会	
廃止	英検対策講座準2級クラス	公益財団法人日本英語検定協会	
廃止	英検対策講座3級クラス	公益財団法人日本英語検定協会	
廃止	経営実務講座 経済入門コース	一般社団法人日本経営協会	
条件の変更	音楽講座作曲学コース	公益財団法人日本音楽教育文化振興会	(変更事項) 基本教材の内容
条件の変更	マネジメント基本講座	学校法人産業能率大学	(変更事項) 基本教材の内容

○通信教育の認定及び廃止等について(答申)(平成26年3月17日中教審第172号)

区分	通信教育名	実施者	備考
認定	通信講座による品質管理入門コース	一般財団法人日本規格協会	
廃止	洋菓子講座	公益財団法人国際文化カレッジ	
条件の変更	秋田大学工学部通信教育講座地球科学コース	秋田大学	(変更事項) 通信教育の名称
条件の変更	秋田大学工学部通信教育講座資源開発コース	秋田大学	(変更事項) 通信教育の名称
条件の変更	秋田大学工学部通信教育講座材料工学基礎コース	秋田大学	(変更事項) 通信教育の名称
条件の変更	秋田大学工学部通信教育講座電気・電子基礎コース	秋田大学	(変更事項) 通信教育の名称
条件の変更	秋田大学工学部通信教育講座一般科学技術コース	秋田大学	(変更事項) 通信教育の名称
条件の変更	秋田大学工学部通信教育講座電気系専門コース	秋田大学	(変更事項) 通信教育の名称
条件の変更	秋田大学工学部通信教育講座電子系専門コース	秋田大学	(変更事項) 通信教育の名称
条件の変更	秋田大学工学部通信教育講座材料工学専門コース	秋田大学	(変更事項) 通信教育の名称

○通信教育の認定及び条件の変更について(答申)(平成26年7月10日中教審第174号)

区分	通信教育名	実施者	備考
認定	たのしく学ぶ色彩講座ー初級コースー	公益社団法人色彩検定協会	
条件の変更	ドレメ通信教育講座	学校法人杉野学園	(変更事項) 基本教材の内容

○通信教育の認定及び廃止等について(答申)(平成27年1月30日中教審第180号)

区分	通信教育名	実施者	備考
認定	新・きれいに書けるボールペン字入門	学校法人産業能率大学	
認定	企画・プレゼン力を強化する講座	学校法人産業能率大学	
認定	問題発見・解決力を伸ばす講座	学校法人産業能率大学	
認定	聞く力を磨く講座	学校法人産業能率大学	
認定	整理・整頓力を磨く講座	学校法人産業能率大学	
認定	通信講座による品質管理中級コース	一般財団法人日本規格協会	
廃止	生産性通信講座初級コース	公益財団法人日本生産性本部	
廃止	生産性通信講座上級コース	公益財団法人日本生産性本部	
廃止	生産性通信講座実務コース	公益財団法人日本生産性本部	
廃止	電験3種講座	一般社団法人日本電気協会	
廃止	測量教室測量士補講座	公益社団法人日本測量協会	
条件の変更	宅地建物取引主任者講座	一般財団法人中央工学校生涯学習センター	(変更事項) 通信教育の名称

社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける 審議の整理

第1章 社会教育行政の推進体制の在り方について

1. 社会教育行政と教育委員会制度

社会教育に関する事務は、教育委員会が所管



教育委員会制度の趣旨(教育の特性への配慮)

①政治的中立性

→個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育の内容は中立公正であることは極めて重要。

②継続性・安定性の確保

→憲法第26条で保障されている教育の機会均等の原則の実現を目指して、多種多様な学習機会が提供されることが必要。

③地域住民の意向の反映

→地域住民に身近で関心の高い行政分野であり、公正な民意の反映が必要。

2. 社会教育行政の現状と課題

○学校教育行政との連携

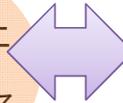
- ・学校教育行政と社会教育行政の連携がよりよい教育や学習効果を上げる上で必要不可欠。
- ・子供たちの教育環境の向上や学校教育の充実、学校運営の円滑化。
- ・地域住民にとって学習機会の拡大。
- ・教員自身の資質向上や適切な人材確保・配置の円滑化。

○「人づくり」の観点からの総合的な学習機会の提供 社会教育が教育委員会の所管により…

- ・地域の課題に対し、教育という視点から総合的に施策を取り組むことが可能。
- ・多種多様な学習機会の提供による地域課題に取り組む多様な人材の育成。

他方…

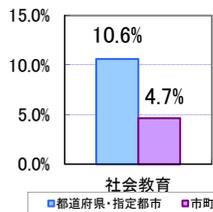
- ・公民意識の醸成や現代的な地域課題に関する学習成果の活用への支援についての一層の充実が必要。
- ・首長部局が所管する多様な行政分野との連携が不活発。



3. 社会教育に関する事務の所管についての今後の方向

○社会教育は近年、首長部局との関係も深く、地方自治法第180条の7の規定に基づき、首長部局に補助執行、事務委任されている例も見られる。

教育委員会から首長部局への補助執行



教育委員会から首長部局への事務委任



(出典) 教育委員会の現状に関する調査 (平成23年度間)

○学校教育との連携の観点から、学校教育行政と一体として担当する利点大きい。

○一方、自治体の組織編成における自由度拡大の観点から自治体の判断により、選択制とするなど弾力化を図っていくことも一考に値する。

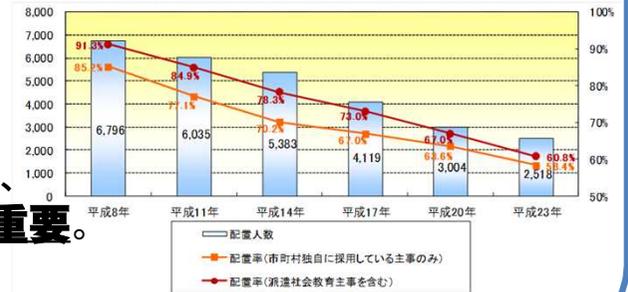
いずれの場合であっても、教育の特性について配慮する仕組みが必要。

第2章 社会教育主事の在り方について

1. 社会教育主事の現状と課題

- 社会教育主事は、法律上、必置とされているにもかかわらず、設置率、人数は減少。
- 平成24年7月に全国市長会が「社会教育主事の必置規制の撤廃」要望を提出。

教育委員会に置かれる社会教育主事の人数及び配置率の推移



(出典)社会教育調査

○地域住民の自主的な社会教育が円滑に実施されるよう環境醸成を図っていくためには、**社会教育主事が関係施策におけるコーディネート等の役割を果たすことが重要。**

引き続き必置を原則とするのが望ましい。

2. 社会教育主事の今後の在り方

○社会教育主事の職務は多岐にわたるものの、その役割や職務に関する首長や地域住民の認知度は低い。

○社会教育主事が自らの果たすべき職務を明確に認識するとともに、意識的に首長や地域に対して発信していくことが必要。

- ✓地域の多様な専門人材や資源をうまく結びつけるとともに、地域活動の組織化支援を行い、地域住民のあらゆる学習ニーズに応えていく。
- ✓社会教育主事的素養は他の行政分野でも有用。学校教育行政と首長部局の多様な行政分野との連携が一層推進。

3. 社会教育主事の資質・能力を養成する仕組みの構築

○カリキュラムの抜本的見直しの検討が必要。

講習

- ✓講習は基礎的共通的内容。
- ✓社会教育主事として任用された後、それぞれの属性に応じた現場研修の充実。
- ✓カリキュラム内容について、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターで見直し。

研修

- ✓遠隔講義の充実。
- ✓ICTを活用した効果的な遠隔研修の教材プログラムの開発。
- ✓放送大学をはじめとした通信教育を行う大学における開設科目の活用。

4. 社会教育主事資格の活用

○社会教育主事講習で学んだ知識や社会教育主事としての経験は幅広く活用することが可能。

◆首長部局への配置による他の行政分野との連携・協力の円滑化 ◆社会教育主事経験者や有資格者のキャリアパスの構築

○他の分野において社会教育主事資格の有用性が認知され、汎用化が図られるよう、**社会教育主事資格が社会教育に関する専門的な資質・能力を保障するものとして認知される仕組み**についての検討が必要。

○「社会教育士」、「地域教育士」という資格を民間レベルで創設し、それらの資格を有する人に**社会教育行政以外の様々な場面で活躍してもらうことを容易**に。

子供たちの豊かな学びのための放課後・土曜日の教育環境づくり ～“あったらいいな”を実現する夢の教育～

平成26年6月25日

中央教育審議会生涯学習分科会 今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ 最終取りまとめ(概要)

現状

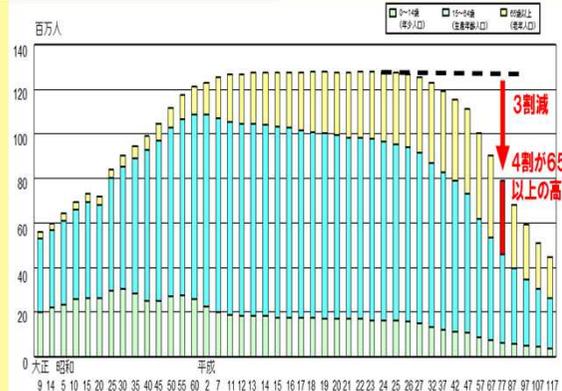
○社会の動向

- ・ 少子高齢化の進展
- ・ グローバル化、科学技術の進歩
- ・ 地域間格差・経済的格差の進行

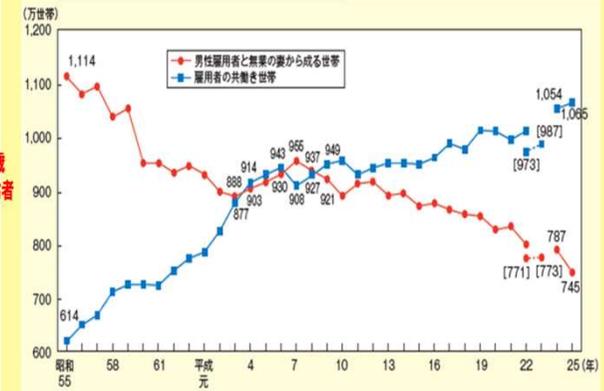
○子供たちの教育環境をめぐる現状

- ・ 核家族化、共働き世帯、一人親世帯の増加
- ・ 地域のつながりの希薄化
- ・ 不登校児童生徒や特別な支援が必要な児童生徒の増加等

○少子高齢化の進展



○共働き世帯の増加



学校教育だけでなく、実社会・実生活とのつながり等を体験的・探求的に学習できる機会の充実のため、より一層、多様な主体の参画による放課後や土曜日等の教育支援を充実していくことが必要

多様で変化の激しい社会を生き抜くために必要な力の育成にも貢献

今後の方向性

放課後や土曜日への期待

- ★子供と関わる人材の多様性や、学習集団・学習時間・実施場所等の多様性・柔軟性
- ★それを生かした創意工夫に富んだ教育活動の実践が可能

- ① 学校での学びが深まり、広がる学習・体験の機会の充実
- ② 安心して子供を産み育てられる環境づくりとしての教育活動の充実
- ③ 子供たちの主体性を引き出し、実社会で役立つ力を培う学習・体験機会の充実
- ④ 学習意欲・学習習慣形成・学力向上の観点からの学習機会の充実

今後の放課後・土曜日等の教育活動の基本的方向性

- ◆ 学校と放課後・土曜日等の学びがつながる仕組みづくりの推進
- ◆ 教育と福祉の連携促進による放課後等の支援の充実
- ◆ 多様な主体の参画による土曜日の教育活動の推進
- ◆ 実社会につながる「土曜日ならでは」の多様なプログラムの充実
- ◆ 持続可能な体制づくりの推進と全国の取組の活性化

～全ての子供たちのための放課後等の教育の充実に向けた新たな方策～

1. 学校と放課後や土曜日等の学びがつながる仕組みづくり

- 学校と放課後等の学びがつながる“横の連携”の仕組みづくり
 - ・学校支援地域本部と放課後子供教室、学校運営協議会等の仕組みの連携や一体的運用の促進
- 就学前と小学校、小中など“縦の連携”が生まれる仕組みづくり
 - ・学校間連携を踏まえた、中学校区を中心とした仕組みづくり

2. 学校や子供たちを核とした地域づくり

- 多様な関係者がつながる学校施設の複合化・共用化
 - ・学校施設内へのコミュニティスペースの併設
- 子供に関わる大人の学びのコミュニティ化と地域の活性化
 - ・大人も学び、つながっていくためのコミュニティの創造

3. 教育と福祉の連携促進による放課後等の支援の充実

○女性の活躍促進に向けた放課後等の支援の充実

- ・いわゆる「小一の壁」打破に向け、新たに約30万人分の放課後児童クラブの受皿拡大への協力、全ての子供たちの学習・体験機会の充実

○学校や放課後子供教室と放課後児童クラブの連携強化

～新たな放課後対策「放課後子ども総合プラン」具体化に向けた方策～

◆一体型を中心とする放課後対策の推進

- ・原則として**全ての小学校区**での放課後児童クラブと放課後子供教室の**一体的実施又は連携実施**に向けた計画的整備
- ・**放課後子供教室の充実・全小学校区への整備**
(毎日開催型、定期開催型など地域ニーズに応じた整備)
- ・定期的・日常的に学校の教職員や家庭と情報共有を図る仕組みの構築

◆学校施設の活用促進

- ・**余裕教室の徹底活用等**による放課後児童クラブの**小学校内での実施率の大幅向上**
- ・教育委員会と福祉部局が連携し、当事者として責任を持つ仕組みづくり
- ・**「総合教育会議」の活用**による、首長と教育委員会の十分な協議
※新たな教育委員会制度において設置予定

◆全ての子供たちを対象とした多様な学習・体験プログラムの充実

- ・地域住民や大学生、企業OB、地域の高齢者、NPO、民間教育事業者、文化・芸術団体等の積極的な参画促進

○中高生を対象とした放課後等の支援の充実

- ・学習支援の充実や、ボランティア活動等を通じて、中高生が主体的に考え、行動し、地域課題等に大人と協働して取り組む機会等の充実

○特別なニーズのある子供たちへの放課後等の支援の充実

- ・特別な支援を必要とする子供、外国人の子供、児童養護施設等で暮らす子供たち等が放課後等の活動へ参加しやすい工夫や支援の充実

4. 持続可能な仕組みとするためのコーディネーター育成・機能強化

○コーディネーターの効果的な配置・位置付け

- ・コーディネーターの複数配置や連絡会設置、学校運営協議会等への参加
- ・コーディネーター等を担うNPO等の参画等

○地域連携担当教員等の位置付けの明確化

○コーディネーターの育成・機能強化に向けた研修の充実

- ・対象ごとや経験に応じた体系的な研修の充実
- ・多様な関係者のネットワークの構築のための研修の充実

5. 全国の取組の活性化のための中間支援機能の強化

○スーパーバイザー等の配置による助言体制の構築

- ・スーパーバイザー、アドバイザーの配置や社会教育主事の活躍等によるコーディネーターへの助言体制の構築

○中間支援組織の創設の検討等

- ・関係者のネットワーク形成や、人材・財源も含めた持続可能な体制整備のための、中間支援組織の創設等の検討

～土曜日の豊かな教育環境の実現に向けた新たな方策～

◆地域の多様な人材等の参画による土曜日の豊かな教育環境（土曜学習）の実現に向けた新たな方策

1. 多様な主体が土曜日の教育活動に参画する仕組みづくり

- ◆土曜日は、日頃参加が難しい現役の社会人も含め、地域人材や保護者、企業、NPO、民間教育事業者、大学生等の多様な人材の参画が可能
- ◆実社会の経験も踏まえたプログラムの展開に向け、多様な人材が教育活動に参画する仕組みづくりを推進

①地域人材の参画促進

- 豊かな社会経験や指導力を持つ多様な人材の参画促進

②保護者の参画促進

- 働く保護者の参画しやすい仕組みの構築
- PTA、おやじの会等の活用

③企業・団体等との連携協力促進

- 学校の要望と企業の取組のマッチング
- WLBの推進
- 企業内ボランティア登録制度やCSR・プロボノとして関わる仕組みの構築
- 企業人材に対する研修の充実
- 企業の退職者組織等との連携

④NPO・民間教育事業者との連携協力の促進

- NPOのノウハウ（人材や資金のコーディネート能力）の活用
- 学習塾、お稽古ごと、スポーツ、音楽、語学教室等の指導者の活用

⑤大学等の連携協力の推進

- 研究者やポストドクター等の専門人材の活用
- 教育・福祉、スポーツ等の専攻の学生の積極的な参画促進
- 身近なロールモデルとして学生が持続的に参画できる仕組みづくり

2. 学校と地域・企業・大学等をつなぐコーディネート機能の充実

- ◆学校と地域をつなぐコーディネーターだけでなく、企業や大学等の多様な主体をつなぐコーディネーターの必要性
- ◆コーディネーターの研修の機会やネットワーク組織等の充実

- 例えば、地域連携を担当する教員の配置や、「地域コーディネーター」、「企業コーディネーター」等をそれぞれ配置し、互いに連携し合う仕組みの構築。
- 学校や地域の関係者、企業、企業の退職者組織、NPO等多様な関係者が学び合う研修の機会の充実 等

3. 「土曜日ならではの」多様なプログラムづくり

- ◆地域や企業等の協力を得て、「土曜日ならではの」生きた学習プログラムの展開
- ◆子供たちの主体性を重視しつつ、学校の教育活動との連動した体系的・継続的なプログラムづくり

①実社会につながるプログラム

- 社会で役立つ経験をするプログラム
- 多様なロールモデルや「本物」に触れるプログラムの充実

②企業のリソースを生かしたプログラム

- 学校教育だけでは教えることが難しい実社会の経験を踏まえたプログラム
- 環境教育、キャリア教育、国際理解等の企業の特性を生かしたプログラム

③学習意欲・習慣形成につながるプログラム

- 就学前の子供たちが学ぶ楽しさに出会うプログラム
- 振り返り学習や発展的な学習の充実

④「地域ならではの」プログラム

- 地域の目標を踏まえ「ふるさと教育」や「学力向上」などの地域の特性や課題に応じたプログラム
- 多様性を重視したプログラム等

◆今後の土曜日の教育活動の持続可能な体制づくりに当たって

- 全国の好事例の蓄積・発信等を通じて、官民連携による普及啓発の推進
- 行政内部における首長部局と教育委員会が一層の連携を図り、効率的・効果的な総合的な支援策を講じていくことが必要

◎おわりに ～皆の“あったらいいな”を実現する夢の教育～

- 社会総掛かりでの教育の実現に向けた新たな試みについて、皆で話し合い、考える仕組みづくり、放課後や土曜日の教育活動での実践

- <例> “子供たちが学びたいこと”を募集し、大人と共に実現！
- “我がまちの教育”について皆で考えるミニ集会の開催！ 等

⇒ 放課後や土曜日における新たな試みの中から、改めて必要な学習や体制等が検討され、将来的に学校教育にも生かされていく好循環を

「土曜学習応援団」になりませんか？ ～全ての子供たちの豊かな学びのために～

文部科学省では、今年度より子供たちが社会で活躍する多くの大人に出会い、将来の夢や希望を持って学ぶ機会が充実するよう、多様な企業・団体・大学等に「土曜学習応援団」として賛同いただき、実社会での経験や企業・団体・大学等の強みを生かした出前授業を行っていただく取組を積極的に推進しています。

「土曜学習応援団」の活動

全国の公立小・中・高校の約40%（約12,000校）で、土曜日の教育活動を展開。

◆土曜授業・土曜学習等の出前授業の講師として参加

～キャリア教育や総合学習、学習支援、スポーツ・文化活動、自然体験活動、農業体験など、幼～高校生を対象とする多様な学習活動の講師として参加～



←金融系A社による
グローバル人材を目指す講演



←電機メーカーB社による
ハイブリッドカー親子工作教室



←博物館での
鑑賞教室

◆文部科学省や自治体の学校・地域と企業等の出会いの場

～文部科学省主催「地域コーディネーターと『土曜学習応援団』意見交換会」～



↑8企業・団体によるブース出展（出前授業の概要紹介）↑



↑地域・学校・行政・企業関係者の
マッチング

◆詳細は、文部科学省の 土曜学習応援団HPをご覧ください。

URL: <http://doyo.mext.go.jp>

【本件担当】

文部科学省 生涯学習政策局
社会教育課 地域・学校支援推進室
鍋島、入江、武川
TEL : 03-5253-4111（代表）
E-mail : doyo@mext.go.jp

地域のコーディネーター、教職員の皆様へ

- 地域や企業等と連携して皆様の土曜学習や土曜授業を充実しませんか？
- 「土曜学習応援団」への派遣依頼はいつでもお待ちしております。文部科学省までお問い合わせください。

企業・団体・大学等の皆様へ

- 皆様の豊富な知識・ご経験を子供たちに届けませんか？
- 是非「土曜学習応援団」へのご賛同と、出前授業等の講師としてのご参加をお願いします。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

「放課後子ども総合プラン」の全体像

(平成26年7月31日策定)

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「**小1の壁**」を打破するとともに、**次代を担う人材を育成**するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

国全体の目標

- 平成31年度末までに
 - 放課後児童クラブ**について、**約30万人分**を新たに整備
(約90万人⇒約120万人)
 - ・新規開設分の約80%を小学校内で実施
 - 全小学校区(約2万か所)**で**一体的に又は連携**して実施し、うち**1万か所以上**を**一体型**で実施
(約600か所⇒1万か所以上)を目指す
 - ※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
 - ※**放課後子供教室の充実**(約1万カ所⇒約2万カ所)

国全体の目標を達成するための具体的な推進方策

市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める**行動計画策定指針に記載**
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、**市町村行動計画及び都道府県行動計画に**、
 - ・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
 - ・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策**などを記載し、計画的に整備**
 - ※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

学校施設を徹底活用した実施促進

- 学校施設の活用に応じた責任体制の明確化**
 - ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
 - ・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要
- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討**
 - ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議
- 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進**
 - ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

- 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方**
 - ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、**同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加**できるもの
- 全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要



放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携**
 - ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの**社会資源の活用も検討**
 - ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能



市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討

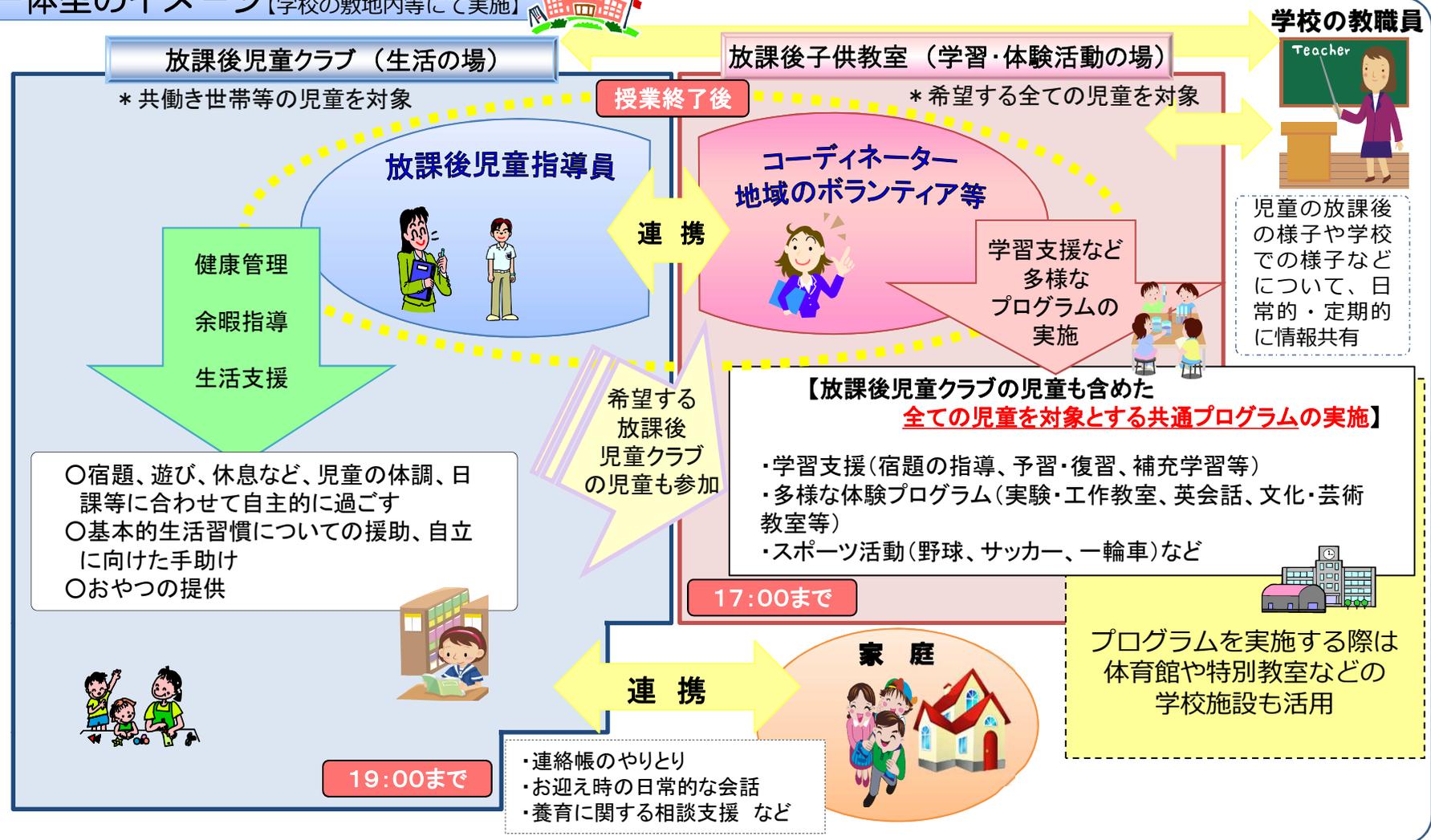
一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の取組（ある自治体の例を参考に作成）

一体型とは

- 共働き家庭等も含めた全ての就学児童を対象に、共通の活動場所において多様な共通プログラムを実施
- 活動場所は学校の余裕教室や特別教室（家庭科室や理科室、ランチルーム等）、学校敷地内の専用施設等の安心・安全な活動場所を活用

一体型のイメージ【学校の敷地内等にて実施】

※放課後子供教室の開催日数は、各地域の実情等に応じて実施



第7期中央教育審議会生涯学習分科会の審議経過

○第70回（平成25年3月29日）

- (1) 分科会長の選任等について
- (2) 生涯学習分科会の運営について
- (3) 報告事項
 - ・平成25年度生涯学習政策局関係予算（案）について
 - ・第2期教育振興基本計画（答申（素案））について
 - ・専修学校における学校評価のガイドラインの策定について
 - ・社会通信教育基準の一部改正について
- (4) 生涯学習分科会におけるワーキンググループの設置について

○第71回（平成25年5月27日）

- (1) 社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループについて
- (2) 「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（平成25年1月）」における提言内容のフォローアップについて
- (3) 文部科学省認定社会通信教育の教材変更等に係る書面による議決について

○第72回（平成25年9月17日）

- (1) 社会通信教育の課程の認定について
- (2) 今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループの設置について
- (3) 社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理について
- (4) 報告事項
 - ・職業実践専門課程について
 - ・「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（平成25年1月）」における提言内容のフォローアップについて
 - ・平成26年度概算要求（生涯学習政策局関連予算）について
 - ・生涯学習政策局組織再編について

○第73回（平成26年3月17日）

- (1) 社会通信教育の認定及び廃止等について
- (2) 今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループの検討状況について
- (3) 「今後の地方教育行政の在り方について（答申）」について
- (4) 中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会の検討状況について
- (5) 平成26年度生涯学習政策局関係予算（案）について

○第74回（平成26年7月10日）

- (1) 社会通信教育の認定及び条件の変更について
- (2) 報告案件

○第75回（平成27年1月30日）

- (1) チーム学校の実現に向けた地域の在り方について
- (2) 第7期生涯学習分科会における議論のまとめについて～第8期生涯学習分科会に向けて
- (3) 社会通信教育の認定及び廃止等について
- (4) 生涯学習分科会の運営規則について
- (5) 報告案件

「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループ」の審議経過

○第1回（平成25年5月8日）

- ・自由討議

○第2回（平成25年6月4日）

ヒアリング・討議①

- ・内田和浩氏（北海学園大学社会教育主事課程委員長（北海学園大学教授））
- ・関 福生委員（新居浜市市民部長）

○第3回（平成25年6月11日）

ヒアリング・討議②

- ・今野雅裕委員（政策研究大学院大学教授・学長特任補佐）
- ・福岡県宗像市子ども部

○第4回（平成25年7月5日）

ヒアリング・討議③

- ・佐賀県文化・スポーツ部
- ・菊川律子委員（九州大学理事）

○第5回（平成25年7月18日）

審議のまとめ案を提示

○第6回（平成25年7月25日）

審議のまとめ

「今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ」の審議経過

○第1回（平成25年11月27日）

- ・今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループの設置について
- ・放課後及び土曜日等の教育支援について

○第2回（平成25年12月12日）

- ・委員からの事例紹介
 - 小正委員（横浜市立幸ヶ谷小学校校長）
 - 平岩委員（特定非営利活動法人放課後 NPO アフタースクール代表理事）
 - 杉本委員（名古屋市子ども青少年局青少年家庭部放課後事業推進室長）
 - 池本委員（株式会社日本総合研究所主任研究員）
- ・放課後等の教育支援について

○第3回（平成25年12月26日）

- ・委員からの事例紹介
 - 川島委員（特定非営利活動法人コヂカラ・ニッポン代表理事）
 - 谷委員（東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課長）
 - 安藤委員（公益社団法人全国学習塾協会会長）
 - 小川委員（パナソニック(株) 理事 CSR・社会文化グループマネージャー）
- ・実社会で役立つ力の育成に向けた土曜日の教育支援体制の在り方について

○第4回（平成26年1月17日）

- ・委員からの事例紹介
 - 竹原委員（横浜市立東山田中学校コミュニティハウス館長・特定非営利活動法人まちと学校のみらい代表理事）
 - 井上委員（公益社団法人経済同友会政策調査第1部マネージャー）
 - 金藤委員（文教大学人間科学部教授）
 - 松田委員（奈良市学校教育部地域教育課長）
- ・教育支援活動の充実のための持続可能な仕組みの在り方及び地域の主体的な取組の活性化について

○第5回（平成26年1月31日）

- ・委員からの事例紹介
 - 生重委員（特定非営利活動法人スクール・アドバイス・ネットワーク理事・一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会代表理事）
- ・今後の放課後等の教育支援の在り方に関するWG これまでの議論の整理

○第6回（平成26年2月24日）

- ・今後の放課後等の教育支援の在り方に関するWG 取りまとめ骨子（案）について

○第7回（平成26年3月12日）

- ・今後の放課後等の教育支援の在り方に関するWG 中間取りまとめに向けて

○第8回（平成26年4月25日）

- ・今後の放課後等の教育支援の在り方に関するWG 取りまとめに向けて

○第9回（平成26年6月6日）

- ・今後の放課後等の教育支援の在り方に関するWG 取りまとめに向けて

(参考 7-1)

第 7 期中央教育審議会生涯学習分科会委員

委員：平成 25 年 2 月 15 日 発令
(尾上浩一委員は平成 25 年 8 月 20 日 発令)
臨時委員：平成 25 年 3 月 28 日 発令
(宮本太郎委員は平成 25 年 3 月 14 日 発令)

(50 音順)

(委員)			
分科会長	明石 要一	千葉敬愛短期大学学長、千葉市教育委員会委員、千葉大学名誉教授	
副分科会長	菊川 律子	放送大学特任教授 (福岡学習センター所長)	
	相原 康伸	日本労働組合総連合会副会長、全日本自動車産業労働組合総連合会会長	
	生重 幸恵	特定非営利活動法人スクール・アドバイス・ネットワーク理事長、一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会代表理事	
	尾上 浩一	公益社団法人日本 P T A 全国協議会会長	
(臨時委員)			
副分科会長	浅井 経子	八洲学園大学教授	
	相川 順子	一般社団法人全国高等学校 P T A 連合会顧問	
	井出 隆安	杉並区教育委員会教育長	
	糸賀 雅児	慶應義塾大学文学部教授	
	岩田 喜美枝	株式会社資生堂顧問、公益財団法人 21 世紀職業財団会長	
	清國 祐二	香川大学生涯学習教育研究センター長 (併) 教授	
	今野 雅裕	政策研究大学院大学教授・学長特別補佐	
	白井 克彦	放送大学学園理事長	
	高見 由香里	株式会社イトクロ人材戦略部長	
	中島 利郎	全国専修学校各種学校総連合会副会長	
	樋口 美雄	慶應義塾大学商学部教授	
	宮本 太郎	中央大学法学部教授	
	安村 俊己	全国国立大学附属学校 P T A 連合会顧問	
	山野 則子	大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類・人間社会学研究科教授	
	山本 健慈	和歌山大学長	
	横尾 俊彦	佐賀県多久市長	

(21 名)

(参考7-2)

「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループ」委員

委員 (2名)

座長代理 菊川 律子 九州大学理事
生重 幸恵 一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協
議会代表理事

臨時委員 (8名)

座長 浅井 経子 八洲学園大学教授
井出 隆安 東京都杉並区教育委員会教育長
糸賀 雅児 慶應義塾大学文学部教授
清國 祐二 香川大学教育・学生支援機構生涯学習教育研究センター長 (併) 教
授
今野 雅裕 政策研究大学院大学教授・学長特任補佐
竹原 和泉 横浜市立東山田中学校コミュニティハウス館長、特定非営利活動法
人まちと学校のみらい代表理事
山本 健慈 和歌山大学学長
横尾 俊彦 佐賀県多久市長

専門委員 (4名)

井上 昌幸 栃木県教育委員会生涯学習課副主幹
関 福生 新居浜市市民部長
野島 正也 文教大学学長
松田 恵示 東京学芸大学教育学部教授・学長補佐

※役職名は平成25年8月発令時点のもの

(参考7-3)

「今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ」委員

座長	明石 要一	千葉市教育委員会委員、千葉大学名誉教授
	安藤 大作	公益社団法人全国学習塾協会会長
座長代理	生重 幸恵	特定非営利活動法人スクール・アドバイス・ネットワーク理事、一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会代表理事
	池本 美香	株式会社日本総合研究所主任研究員
	井出 隆安	杉並区教育委員会教育長
	井上 克也	公益社団法人経済同友会政策調査第1部マネージャー
	小川 理子	パナソニック株式会社 理事 CSR・社会文化グループ グループマネージャー
	尾上 浩一	公益社団法人日本PTA全国協議会会長
	金藤 ふゆ子	文教大学人間科学部教授
	川島 高之	特定非営利活動法人コヂカラ・ニッポン代表、特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン理事
	小正 和彦	横浜市立幸ヶ谷小学校校長
	杉本 正博	名古屋市子ども青少年局青少年家庭部放課後事業推進室長
	瀬谷 真理子	福島県教育庁社会教育課長
	竹原 和泉	横浜市立東山田中学校コミュニティハウス館長、特定非営利活動法人まちと学校のみらい代表理事
	谷 理恵子	東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課長
玉置 崇	小牧市立小牧中学校校長	
平岩 国泰	特定非営利活動法人放課後NPOアフタースクール代表理事	
松田 義秀	奈良市教育総務部地域教育課長	
吉原 健	社会福祉法人東京聖労院参与（前港区立赤坂子ども中高生プラザ館長）	

※役職は平成25年11月発令時点のもの